

## 令和 6 年度業務の報告

令和 7 年 3 月 1 3 日現在

## 1 空家等の発生抑制・適正管理

## (1) 空家等に関する相談・問合せ

相談：37件 解決済み：33件 継続中：4件

(R5 報告時 相談：24件 継続：8件→6件)

「相談内容の内訳」

樹木・雑草等の繁茂：29件 (継続中 3件)

建物の老朽等：3件 (継続中 1件)

その他(ハチの巣、ネズミの死骸、虫など)：5件 (継続中 0件)

## (2) 空き家対策セミナー・個別相談会 (資料1-1、資料1-2)

空き家の管理・活用等促進のため、空き家対策セミナー・個別相談会を開催

開催日：令和6年12月1日(日)

会場：刈谷市総合文化センター 4階401・402研修室

講演会：「将来あなたが空き家・空き地で困らないための最新情報」

講師 吉田 貴彦 氏 (株式会社住宅相談センター代表取締役)

参加者24名

個別相談会：公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会会員 4名

参加者6組

## 2 空家等の有効活用

## (1) 老朽空き家除却費補助制度 (資料1-3)

管理のされていない老朽化した空き家の除却を推進することにより地域住民の良好な生活環境を確保するため、老朽空き家を除却する場合に1件あたり20万円を上限として補助

昭和56年5月31日以前に着工され、1年以上使用されておらず、現地調査による老朽化の評点が50以上のものが対象

申請件数：12件(うち取下げ1件)(R5:13件)

補助該当：6件(評点50以上)(R5:5件)

(裏面へ)

## (2) 刈谷市空き家バンク

空き家の利活用促進対策の一環として、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と連携し、刈谷市空き家バンク及び空き家総合相談窓口を開設

空き家バンクとは、賃貸や売却を希望する空き家等の情報を掲載し、空き家等を利用したい人に紹介する制度

登録状況 : 土地 5件

その他 1件 (貸駐車場)

## (3) 空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除) (資料1-4)

被相続人の住まいを相続した相続人が、相続日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、一定の要件を満たして当該家屋又は土地を譲渡した場合、その譲渡所得から3,000万円 (家屋と敷地のいずれも相続した相続人が3人以上の場合は2,000万円) が特別控除される制度

本特例措置の適用を受けるには、「被相続人居住用家屋等確認申請書」を市へ提出し、「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受けたうえで、確定申告が必要  
申請件数 : 20物件 (38名) (R5 : 17物件、30名)

## (4) 空き家問題110番 (資料1-5)

愛知県弁護士会所属の弁護士が、空き家に関する相談、悩みに応じる。

令和6年度は3回開催

R6.9.6 相談件数 刈谷市内分1件

R6.12.6 相談件数 刈谷市内分1件

R7.3.7 相談件数 刈谷市内分0件

## 3 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置

令和6年度においては、管理不全空家等及び特定空家等の候補となった空き家はございませんでした。